

# 國學院大學學術情報リポジトリ

## 招魂祭詞に見られる靈魂觀： 近世国学者の靈魂觀との比較

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-10 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 中野, 裕三 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/00002282">https://doi.org/10.57529/00002282</a>

## 招魂祭詞に見られる靈魂観

— 近世国学者の靈魂観との比較 —

中野裕三

## はじめに

靖国神社や護国神社の信仰の在り方、つまり戦歿者の御霊を祭神に祀る信仰は、従前、御霊信仰や近世に顕著に確認される義人信仰、あるいは幕末の楠公祭の折に国事に殉難した御霊を併せ祀ったこと等に、その起源を指摘されてきた。またその信仰の内実に関しても、多角的に検証されてきた。<sup>(1)</sup>

しかし、殉難者の御霊を社に招き鎮座せしむる折、あるいは招魂碑が建立された折等に奏上される招魂祭詞は、招魂社から後に改名された靖国神社や護国神社に祀られる戦歿者の御霊に対する信仰を顕著に示す一次資料であるにも関わらず、その分析はほとんど着手されずに来たように思われる。幸い、新編『戦時祝詞集成』下巻(明文社、昭和十五年、以下頁数のみ記入する。)は、幕末維新関係から支那事变関係に至までの招魂祭詞(祝詞)を一括して掲載している。そこで本稿では、さしあたり、限られた事例ではあるが、戦歿者の靈魂観を明らかにするべく、当該書を通じて日清戦争までの招魂祭詞に着目してみたい。

更に、そこで分析された靈魂観と、我が国国典に肉薄し、純神道の神道信仰を明らかにすることを学的課題とした近世国学者の靈魂観との比較を試みたい。なぜならば、両者の靈魂観に、もし近似性を見出すことができるのであれば、殉難者を祭神に祀る信仰の在り方は、神道信仰の基本的な枠組みを必ずしも逸脱するものではない、との見解に対する一つの論証になるものと思われるからである。

### 一、招魂祭詞に見られる靈魂観

前述の『戦時祝詞集成』は、それぞれの戦役に関する祝詞を、順不同に並べ記したものであり、基本的に当該祝詞が何時執筆され、またどのような祭典に於いて奏上されたのか、ということを直接的に記すものではない。それ故、それぞれの招魂祭詞の内容や、執筆者からそうした問題を推測するより他にない。

幕末維新関係では、三編の招魂祭詞が掲載されているが、其一つ「戊辰役毛利藩殉難者招魂祭祝詞」は、靖国神社宮司賀茂百樹によって昭和十二年に執筆されたものであり、ここでは考慮の他に置く。一方、本居豊穎の執筆による幕末の国事殉難者に対する「石川県出身殉難者招魂祭詞」の劈頭には興味深い一節を見出せる。即ち、「此奥床平仮乃齋場乃祓比清米、神籬建乃招集閉鎮米奉留、不破富太郎主・青木新三郎主・千秋順之助主、(以下十七名省略ス)二十人乃神靈乃前爾、齋主大教生本居豊穎、拜美白佐。」(四二二頁)とあり、国事殉難者の靈魂をして、「神靈」(ミタマ)と明記されていることが確認される。

更に、戊辰戦争の皇軍戦死者の偉業を称えるべく建立された碑の御前にて齋行された招魂祭の祭詞(「陣歿諸士記念碑招魂祭詞」)には、次のような思想を窺える。

曾毛、上野岡軍、事竟後、尚東国国静、会津・仙台始為、国国処処敵兵、尚皇御軍服従、此  
 白河城戸、抛力、力尽、射向、戰速、素、其名正、畏皇、大御稜威、背負持、赤心、真心、  
 猛進、御軍、日、大御旗、光、射向、果、理、有、上、皇御軍、方、所擊、身失、人等少、此白河  
 寺内、葬治、其数、百十五人、其、鹿兒島・山口・高知・大垣・佐土原・館林・黒羽、武夫等、是皆国為、  
 我大君、御為、身、多那志羅、進、伊曾志健男、輩、其名、後代、遺、其功、万世、伝、今度此碑、  
 記、建、訖、尚此健男諸、為、其靈、慰、祭典、為行、議、定、事、隨々、今年此七月九日、当時、軍、專力、盡  
 將帥等、及此軍事、由縁有、碑建、事、与、利、勞、旧城主七人、君等諸、是、祭場、相集、各過去、世、形勢、  
 安波礼、思出、敢無失、其人人、加那志、忍、其時、專皇御軍、方、勤、勞、人人、又敵、為、一向、射向  
 比、争、人人、相共、今、心、乃、隔、無、入、紐、乃、同心、打解、榮行、是、大御世、言、寿、進、行、此、日本、乃、皇御国、乃、事業、心、乎  
 盡、勉、在、留、世、乃、遷、利、變、花散、春過、今、波、青葉、乃、一色、繁、靡、此、夏、陰、長息、乃、狭霧、於、保、保、思、列、露  
 乃、玉串、取、取、忍、拜、仕、奉、事、状、乎、安波礼、相、宇、豆、那、比、間、食、白、(四二三)四二五頁へ以下、招魂祭詞に記入した傍  
 線はすべて筆者による。と。

右の招魂祭詞は、本居豊穎によつて執筆され、靖国神社宮司賀茂水穂によつて奏上されたものである。傍線部の前  
 半には、戊辰戦争の激戦地白河にて、国家の為、天皇の為に我が身を顧みず勇敢に戦つた皇軍戦歿者の御名は、万世  
 に伝えられるべく碑が建てられへ顕彰、当該戦歿者の御魂を慰めるべくへ慰霊、招魂祭が斎行された経緯を伝えて  
 いる。そして傍線部の後半には、皇軍に敵対した幕府軍に所属していた者も共に、我が国の発展に寄与するべく祈念  
 している。

次に西南戦争関係の招魂祭詞に着目してみたい。始めに明治十年(一八七七)十二月二十二日に斎行された、「和歌

山県出身戦死者招魂祭詞」を取り挙げてみたい。

今日乃足日乃朝日乃豊栄登爾、是乃南龍神社乃大前齋場取設、今度乃役戦死里志人人乃魂招伎、祭式仕奉良須事状波、阿波礼、汝益荒男乃神霊等伊、天翔里国翔里、然古會悦保比聞食良米、然古會心足比爾思布良米。曾曾母母、汝主等也、其身波可無久命過奴留波、甚毛口惜久阿多良志久悲志介礼、皇朝廷乃为国乃為、立通志志功止名、後世万伝正志史乃上爾毛書伝閉、世乃人人毛万代爾云繼伎語繼都都、何乃世爾可波消牟、何乃時爾可波忘良衣牟。故前爾波、是乃東京乃招魂社乃内爾毛齋比合世、掛卷母畏伎天皇、又総督止座須有栖川乃親王命毛、其前乎拜美給比齋給比伎。阿波礼、米伝多伎身栄奈良受也。阿波礼、尊人乃勲奈良受也。〈中略〉如此状乎志、汝神霊等、忝畏美聞取良志、其真心乃日本魂變留事無久、尚幽冥与利皇朝廷乎守里奉助氣奉里、嚴御代乃弥足御代爾成幸開奉良世也(四二九〜四三〇頁)。と。

以上の執筆も本居豊穎によるものであるが、当該招魂祭詞の内容から推察するならば、和歌山県に鎮座する南龍神社御祭神の御前に、祭場を設け、和歌山県出身者のなかで明治十年の戦役戦死者の御魂に対して、明治十年十二月二十三日に招魂祭が斎行されたと思われる。

傍線部前半は、先の「陣歿諸士記念碑建設招魂祭詞」同様に、戦歿者の御魂を「神霊」と記し、哀悼の意を表すると共に、朝廷や国の為に戦った功績を称え、世の人々がそうした功績を忘れることのないように「正史乃上爾毛書伝」へ語り継ぐと記している。一方、傍線部後半には、戦歿者の御魂が「幽冥」(かくりよ)に鎮まり、当該御魂が朝廷を守護し、且つ我が国に、繁栄をもたらす霊的存在であることを祈念する信仰を確認できる。<sup>4)</sup>

以上の如く、戦歿者の御魂は幽世に鎮まり、我々を守護する存在である、という幽冥思想ともいべき信仰は、西南戦争関係の招魂祭詞にしばしば確認できる。国学者でもあり阿夫利神社祠官権田直助が明治十一年(一八七八)二月二十三日に斎行した招魂祭の祭詞「神奈川県出身戦死者招魂祭詞」には、そうした幽冥思想を、より一層顕著に確

認(5)できる。

憐、此乃大久保君与。阿奈劣之、此乃益荒雄等与。千万乃官軍乃凱歌平唱閉。归来礼留中爾、往支。良良八十垧路爾赴支。賜比之波、

惜之止母、哀之止母、将言方・為方無事爾古會。〈中略〉抑如此大支功績乎立比賜比之可婆、屍波筑紫路爾草武須止母、名波東路乃空

死世之人人止爾、東京奈留招魂社爾靈乎招集閉、厚久祭祀乎波世与、永久斎鎮米賜閉。如此斎鎮米賜閉計奈利介、幽界乃

神等母、其乃真心乎愛傳賜比賞米賜比、正神乃列爾置支賜比、永久幸福乎与閉賜波事、疑無可留可之。〈中略〉今幽界爾坐之部

前爾顯界爾坐之時爾、勤美賜比勞支賜比之御功勲乃隨爾、君乃御楯・国乃御垣止侍比賜比、邂逅爾射向比奉留賊徒乃将有乎婆、

忽爾追退介拂平介賜閉（四三二〜四三四頁）。と。

傍線部前半の「八十垧路爾赴支賜比」は、『古事記』大国主神の国譲の段、大国主神が幽世を司るべく発せられた「僕

は百不足八十垧手に隠りて侍ひなむ。」との御言葉、もしくは万葉の「百足らず、八十の隈路に手向けせば過去し人

にけだし相むかも」との歌に基づくものである。傍線部後半では、東京招魂社に鎮まった御魂は、「幽界」（かくりよ）

に鎮まる天神地祇に迎えられ、正しくそうした神霊と同列に鎮まり、生前と同様天皇と国の為に、御稜威を発揚する

べく祈念されている。

更に、井伊谷宮の宮司岡部議(6)は、近衛隊歩兵として西南戦争に従軍し、明治十年三月二十六日久留米病院にて戦死

した山下富作(7)の御魂に対する招魂祭を斎行した。その時に奏上した、戦死命日「近衛歩兵山下氏招魂祭詞」にも、「幽

世」との詞を確認できる。

嗚呼、慨哉、憤哉。邪伎敵乃痛矢負比、身罷里坐都留事與。嗚呼、悔哉、悲哉。皇軍乃凱歌唱布時爾遇波泥、神去里坐津留事與。

今月乃今日波毛、君賀此世乎去利比、幽世爾行坐志其乃月乃其乃日爾奈毛、在礼婆、同里内乃人人相議里、力乎協世心乎一爾志、争泥

招魂<sup>乃</sup>御祭奉仕、靈慰<sup>米登</sup>奉<sup>車登</sup>為<sup>氏</sup>井伊谷宮<sup>乃</sup>神官等<sup>爾</sup>事詢<sup>里氏</sup>、御食・御酒・海川・山野種種<sup>乃</sup>味物<sup>乎</sup>大前広<sup>良爾</sup>献<sup>里氏</sup>置<sup>氏</sup>  
 白<sup>左久</sup>。縦哉身<sup>波</sup>高瀬<sup>乃</sup>水泡<sup>登</sup>消<sup>衣</sup>、植木<sup>乃</sup>花<sup>登</sup>散<sup>里</sup>座<sup>奴登毛</sup>、其<sup>乃</sup>名<sup>波</sup>阿曾<sup>乃</sup>嶺<sup>乃</sup>烟<sup>登</sup>高<sup>久</sup>雲井<sup>爾</sup>立昇<sup>里</sup>、筑紫<sup>乃</sup>海<sup>乃</sup>不知火<sup>登</sup>灼<sup>久</sup>  
 世間<sup>爾</sup>頭<sup>礼</sup>、恐<sup>久毛</sup>東京<sup>乃</sup>招魂社<sup>爾</sup>祭<sup>良衣</sup>坐<sup>氏</sup>、天皇<sup>乃</sup>近<sup>伎</sup>守神<sup>登</sup>鎮<sup>里</sup>座<sup>乎</sup>思<sup>爾</sup>、君<sup>賀</sup>死<sup>里</sup>坐<sup>志</sup>、中<sup>爾</sup>真幸<sup>久</sup>坐<sup>牟爾毛</sup>優<sup>礼</sup>里<sup>登</sup>  
 登古會<sup>云</sup>布<sup>可</sup>介<sup>礼</sup> (四三七〜四三八)。と。

右の招魂祭詞に窺われる思想は、既に引用した「神奈川県出身戦死者招魂祭詞」にも示されていた如く、山下富作の御魂は、幽世に鎮まりますこと、そして「東京招魂社」に祀られることは同義であり、それは、朝廷の「守神」になることを示している。

興味深いことは、以上の如く西南戦争の直後に奏上された招魂祭詞に確認される、「幽冥」「幽界」「幽世」といった幽冥思想に基づく概念は、明治二十七年（一八九四）に勃発した日清戦争の招魂祭詞には、ほとんど見出すことが出来なくなることであろう。例えば、神道広島分局長権大教正三上一彦によって執筆・奏上され、明治二十八年八月二日に齋行された招魂祭の祝詞（「第五師団招魂祭祝詞」）は次の如くである。

此<sup>乃</sup>広島城内、元大本宮跡地之広場<sup>乎</sup>齋場<sup>止</sup>撰定<sup>与</sup>仮宮造奉齋、明治二十七八年之役<sup>爾</sup>戦歿・病歿坐<sup>志</sup>将校・下士・卒五百箇集乃英靈御前<sup>爾</sup>、齋主神道広島分局長権大教正三上一彦、謹敬<sup>与</sup>白<sup>左久</sup>。〈中略〉斯在間<sup>爾</sup>、汝神靈<sup>乃</sup>大丈夫等<sup>波</sup>、可惜身<sup>乎</sup>彈丸<sup>爾</sup>碎<sup>加</sup>或<sup>波</sup>痛矢串負<sup>比</sup>、或<sup>波</sup>不思<sup>爾</sup>病敵<sup>爾</sup>侵<sup>佐</sup>、水著屍・草生屍<sup>止</sup>消失賜<sup>比</sup>、思<sup>閉</sup>胸潰<sup>礼</sup>、言<sup>閉</sup>口咽<sup>婆志母与</sup>、然<sup>礼</sup>弥進<sup>美爾</sup>進<sup>与</sup>、清国<sup>乃</sup>北野<sup>乃</sup>諸壘、悉<sup>爾</sup>陷<sup>礼</sup>鎮向<sup>氣</sup>、今<sup>母</sup>北京城<sup>爾</sup>打入<sup>良留倍久</sup>成<sup>爾</sup>、彼暴漫<sup>爾</sup>頑抗<sup>爾</sup>侮<sup>良比</sup>背<sup>加</sup>比志<sup>志</sup>、瘴惡等<sup>母</sup>、慄惑<sup>比</sup>恐懼<sup>礼</sup>、数回使<sup>乎</sup>奉<sup>里</sup>、罪<sup>乎</sup>請願<sup>奴礼</sup>、天皇命<sup>乃</sup>寬<sup>支</sup>太<sup>支</sup>大御心<sup>爾</sup>聞<sup>許</sup>容<sup>佐</sup>、大御量<sup>乃</sup>御靈<sup>母</sup>炳<sup>久</sup>、東洋平和<sup>爾</sup>復<sup>奴留</sup>。〈中略〉汝英靈神等<sup>乃</sup>御跡許曾<sup>波</sup>、裏悲<sup>志</sup>真悲<sup>志</sup>事<sup>乃</sup>限<sup>爾</sup>坐<sup>氣</sup>。是以師団長野津中将、各隊<sup>乃</sup>諸将校下士卒<sup>乎</sup>引率<sup>与</sup>、今日<sup>乃</sup>活日<sup>爾</sup>御祭奉仕、神<sup>心</sup>涼<sup>志</sup>慰<sup>米</sup>奉<sup>留</sup>止、〈中略〉今從鎮座坐<sup>佐</sup>、心靖国<sup>乃</sup>神宮<sup>乎</sup>、千

代乃栖、須米良岐乃近支衛止、永遠爾鎮座坐佐閉止、祝言恐美恐美母白（四四五〜四四七頁）。と。

戦歿者兵士の戦死を哀悼し、そして生前の戦功を称えていることは、これまでの招魂祭詞と同様であるが、茲には、当該御魂（英靈）は「靖国乃神宮」に鎮まることのみ記されている。

ちなみに、「英靈」という概念をめぐって、村上重良は、次の如く分析している。

同書（『靖国神社誌』明治四十四年発行―筆者註）の序文で、祭神を「英靈」とよんでいることから、日露戦後には、戦没者の靈を英靈と称するようになったことが知られる。英靈は、もともと靈魂の美称であるが、幕末に、水戸藩の藤田東湖が、「文天祥の正氣の歌に和す」と題する漢詩で、「英靈いまだかつて泯ほろびず、とこしえに天地の間にあり」とうたい、この漢詩が志士のあいだで愛唱されて以来、広く普及したことばであった。戦没者の靈は、これまで忠魂、忠靈とよばれてきたが、日露戦争を境に、より個性のうすい抽象的な英靈というよびかたが一般化するようになった。天皇への忠誠は、日本国民にとって当然の行為とする天皇制教育が浸透するとともに、戦没者個々の忠誠に力点をおいた忠魂ということばよりも、没個人的な英靈という美称が、適当とされたのである（『慰靈と招魂―靖国の思想―』、岩波書店、昭和四十九年、一五二頁、〈傍線は筆者による。〉。と。

これまでの招魂祭詞の分析に拠れば、その多くは、戦歿者の御魂を、「神靈」と表記していたことを示してきた。また、すでに明らかのように、明治二十八年の招魂祭詞に「神靈」と「英靈」との言葉を、同時に確認できることから、村上が指摘する如く「英靈」という概念が必ずしも「より個性のうすい抽象的な」呼び方と規定する事は妥当とは思われない。また、「英靈」との言葉を確認できる当該「第五師団招魂祭祝詞」が日清戦争後の明治二十八年（一八九五）八月二日に奏上されていることを確認できることから、「日露戦争を境に」といった、村上氏の指摘も修正されなければならないであろう。とりわけ、前者の指摘の如く、戦歿者の御魂を「より個性のうすい抽象的な英靈と

いう呼び方」との村上氏の物言いに首肯できぬことは、「英靈」との言葉を確認した「第五師団招魂祭祝詞」から四ヶ月後に靖国神社宮司賀茂水穂によって奏上された「靖国神社臨時大祭祝詞」に、戦歿した陸海軍をそれぞれ代表する御祭神の御名とその関係戦歿者の正確な祭神の数とを明記し、且つ「神靈」と称していることから理解できよう。即ち、

靖国神社<sub>乃</sub>大前<sub>乎</sub>、持斎回<sub>里</sub>持清回<sub>里</sub>、臨時<sub>乃</sub>大神事奉仕<sub>止</sub>為<sub>里</sub>、此度新<sub>爾</sub>奉遷座奉合祀<sub>礼留</sub>、故陸軍少将從四位勲三等大寺安純命<sub>乃</sub>神靈<sub>乎</sub>始奉<sub>里</sub>、千三百四十五柱<sub>乃</sub>命<sub>乃</sub>神靈等、又故海軍少佐從六位勲四等坂元八郎太命<sub>乃</sub>神靈<sub>乎</sub>始奉<sub>里</sub>、百五十一柱<sub>乃</sub>命<sub>乃</sub>神靈等<sub>乃</sub>御前<sub>爾</sub>、宮司正七位勲六等賀茂水穂、恐<sub>美</sub>恐<sub>美母</sub>称辞竟奉<sub>良久止</sub>白<sub>須</sub>。阿波礼、汝命等<sub>波</sub>、天下<sub>乃</sub>益荒男<sub>爾志</sub>、神習<sub>布</sub>大日本心<sub>乃</sub>忠<sub>爾</sub>勤<sub>志</sub>久、御国<sub>乃</sub>為<sub>爾</sub>・朝廷<sub>乃</sub>御為<sub>爾</sub>、家<sub>乎</sub>忘<sub>礼</sub>身<sub>乎</sub>忘<sub>礼</sub>、遠<sub>波</sub>敵国<sub>乃</sub>戰場<sub>爾</sub>大軍功<sub>乎</sub>立<sub>波</sub>、千世常志閉<sub>爾</sub>高<sub>波</sub>名譽<sub>乎</sub>拳<sub>里</sub>、身亡給<sub>比</sub>志<sub>御靈等</sub><sub>爾奈</sub>有<sub>波</sub>。〈中略〉所<sub>乃</sub>戰場<sub>爾</sub>大勲功<sub>乎</sub>立<sub>波</sub>、草生屍<sub>止</sub>・水漬屍<sub>止</sub>身亡給<sub>比</sub>志<sub>波</sub>、哀悲<sub>波</sub>極<sub>爾</sub>有<sub>波</sub>。是<sub>乎</sub>以<sub>里</sub>、畏<sub>波</sub>天皇<sub>我</sub>大命<sub>以</sub>、汝命等<sub>乃</sub>神靈<sub>乎</sub>慰<sub>尔</sub>崇奉<sub>礼止</sub>、臨時<sub>乃</sub>大神事行<sub>波</sub>給<sub>比</sub>、今日<sub>波</sub>志<sub>毛</sub>大勲使<sub>乎</sub>下賜<sub>布</sub>。伊可<sub>爾</sub>畏<sub>久</sub>忝<sub>波</sub>事<sub>奈</sub>良受<sub>也</sub>毛。〈中略〉掛卷<sub>毛</sub>畏<sub>波</sub>天皇<sub>我</sub>大御代<sub>乎</sub>、天地共堅磐<sub>爾</sub>常盤<sub>爾</sub>無動事守奉<sub>里</sub>給<sub>比</sub>、恐<sub>波</sub>大御稜威<sub>爾</sub>依<sub>里</sub>、吾日本<sub>乃</sub>国<sub>乃</sub>光<sub>波</sub>、天<sub>乃</sub>壁立極、国<sub>乃</sub>退立限、青雲<sub>乃</sub>靄<sub>久</sub>極、白雲<sub>乃</sub>墜居向伏限、谷蟻<sub>乃</sub>狭渡極、塩沫<sub>乃</sub>至留限、令照輝賜<sub>閉止</sub>、称辞竟奉<sub>良久止</sub>白<sub>須</sub>（四四八—四五〇頁）。と。

すでに指摘した如く、「幽冥」「幽界」「幽世」との概念は、西南戦争関係の招魂祭詞に確認できた。しかしそれ以降の招魂祭詞には、ほとんど見出すことができなくなった。その例証として、先に引用した「近衛歩兵山下氏招魂祭詞」を執筆し、山下富作の御魂が「東京<sub>乃</sub>招魂社」に齋き祀られると同時に、「幽世」に「行坐」されたとの思想を示した岡部讓による日露戦争関係の「得利寺役戦死者招魂祭祝詞」を示しておこう。

然<sub>礼</sub>皇朝廷<sub>爾</sub>、其程程<sub>爾</sub>、其勲功<sub>乎</sub>賞<sub>米</sub>給<sub>比</sub>揚<sub>介</sub>給<sub>比</sub>、靖国<sub>乃</sub>神社<sub>爾</sub>合祀<sub>世</sub>礼<sub>良</sub>給<sub>比</sub>、歳歳<sub>爾</sub>皇朝廷<sub>乃</sub>尊<sub>久</sub>嚴<sub>志</sub>大御祭<sub>乎</sub>享<sub>介</sub>

世給比奴可志。嗚呼、其身波竟爾歸利給波奴毛、其名波永久千載乃後爾伝波利、無窮爾皇朝廷乃官祭爾預利給布。何加波之爾超須可伎。  
 名譽有牟、何加波之爾勝礼留光采有牟。是乎思倍婆、神靈等乃遺憾無伎毛知留可久（四七三―四七四頁）、と。  
 右の祝詞に明白なように戦死者の御魂は、靖国神社に、他の御祭神と共に「合世祀」られることが明記されているのみである。

さて、これまでの分析・論旨が雑駁なものになってしまった故、日清戦争までの招魂祭詞に見られる靈魂観を、箇条書きに整理しておきたい。

一、本稿が対象とした、戊辰戦争以降、西南戦争、日清戦争の「招魂祭詞」は、一貫して、国家・朝廷の為に、家族と別れ、我が身を省みず、戦場に赴き、戦死した戦死者の御魂は、「神靈」であるという信仰に基づいて記されている。

二、戦死者の戦死を哀悼し、且つその戦功を称えると共に、当該戦死者の御魂が幽世もしくは靖国神社（東京招魂社）や各地の招魂社に鎮まり、厳かに斎祀されるといった内容は、本稿が対象とした招魂祭詞に一貫して見出せる。  
 三、明治十年から十一年にかけて斎行された西南戦争関係の招魂祭の祝詞には、戦死者の御魂は「幽冥」・「幽界」・「幽世」に鎮まり、朝廷・国家の守神として東京招魂社に鎮座しているという信仰を確認できる。

四、しかし、三の幽冥思想を示す諸々の概念は、初めての対外戦争である日清戦争以降の招魂祭詞には、ほとんど見出すことはできない。

五、日清戦争関係の「招魂祭詞」（明治二十八年）には、既に、戦死者の御魂をして「英霊」と記述していることを確認できる。と。

## 二、国学者の靈魂観

以上の招魂祭詞に見られる靈魂観を念頭に置きながら、次に近世国学者の靈魂観を一瞥してみたい。そもそも、死んだ人の靈魂が幽世に鎮まると同時に祀られる対象として祠や墓にも存在し、幽世を司る大国主神の支配を受けると論じたのは、文化九年（一八一二）に公刊された平田篤胤による『靈の真柱』に於いてであった。こうした篤胤の思想は、余りにも著名であることから、茲では考察の対象外とする。

そこで、はじめに近世国学の大成者と評される本居宣長の靈魂観を確認しておきたい。宣長畢生の大著『古事記伝』六之卷、「黄泉国」の註釈に於いて、「さて予美は、死し人の往て居国なり、」（筑摩書房版全集第九卷 へ以後「全集第九卷」と略す、二三七頁）と規定した後、「下文に燭一火とあれば、暗処と見え」（同前、一三三八頁）あるいは「下方に在ル国なり」（同前）と述べ、「貴きも賤きも善も悪も、死ぬればみな此ノ夜見ノ国に往ことぞ」（同前、一三九頁）と主張した。現実世界に生起する凶悪事を、黄泉の汚垢を物実として顕現した禍津日神の御所であると宣長が規定していた事を想起するならば、死者の靈魂の鎮まる黄泉国とは、暗黒の世界であり、現実世界との関係に於いて、汚垢の充満する否定的な世界として位置づけられているといえよう。

ただし、同じ『古事記伝』三十之卷に於いて、「荒御靈、和御靈」の註釈箇所に、このように黄泉国に鎮まる人の御靈が現実世界にも実在するとの信仰理論を主張している。

さて又神に御靈ある如く、凡人といへども、ほどく／＼に靈ありて、其は死ぬれば夜見国に去るといへども、なほ此ノ世にも留まりて、福をも、禍をもなすこと、神に同じ、但其人の位の尊卑き、心の智愚なる、強弱きなどに随ひて、此ノ世に魂ののこることもけぢめありて、始よりひたふるに無きが如くなる者もあり、又数百年

を経て、いちじろく盛サカリにて、まことに神なる者もあるなり、さて然夜見ノ国マカに去れる魂タマの此ノ世にも残るは、如何なるさまぞと云に、彼ノ本ノ火を他処アダシトコロへ將去往モチサリユクに、其ノ光ヒはなほ本の跡へも及びて、しばしは明アカきが如し、然れども將去る火の遠ざかるまゝに、及べる本の跡に光ヒは、やうやうに微カスカになりて消行キエユク如く、数年の年を経て、久しくなれば、残れる靈タマは滅キエゆくを、尊キミ神などは、黄泉国ヨミノに去坐サリるも、此ノ世に残坐ノコリス御魂の恒常トコシヘに衰シメることなく、熾サカリなるは、火大キなるが故に、持去モチりて他処アダシトコロに到着イタリツキての後も、本ノ跡へ及ぶ光ヒも、なほ盛サカりにして、かはること無ナきが如し（「全集第十一卷」、三八八頁）、と。

即ち、死後、人の御魂は、夜見国に鎮まると同時に、現実世界にも実在し、諸々の働きを示すことから、神そのものであるという<sup>(9)</sup>。即ち、御魂の多元同時存在を、宣長は主張しているといえよう<sup>(10)</sup>。とりわけ「其人の位の尊卑き、心の智慧なる、強弱きなどに随ひて此ノ世に魂ののこることもけぢめありて」という限定条件を示しているものの、「尊キ神などは、黄泉国に去坐サリるも、此ノ世に残坐ノコリス御魂の恒常トコシヘに衰シメることなく」と述べて、御魂が永久に現実世界に実在することを否定してはいない。

如此の如く、死後、人の御魂が現実世界に実在し、様々の御所為（働き）を示すことから神そのものである、との信仰は、江戸時代後期の国学者であり、寺請制度が施かれていた時代にあつて、神葬祭復興運動に尽力した石見国富長山八幡宮の神職、岡熊臣の思想にも明確に確認できる。熊臣が篤胤の『靈の真柱』に触発されて文化十三年（一八一六）に成稿せしめた『靈の梁』には、次のような思想が示されている。

元来、人の魂はひとつにあらず、産靈神より賦りさづけ給へる本つ靈こそひとつなれ。それを活用ハタラカす時は、所謂幸魂、奇魂、荒魂、和魂など種々ありて、人も其人の生て世にあるほど、心を凝コウしてこれと魂を留め置なば、そハ身死して後も幾万世を経とも、生存イキナガラへる時にかはらず、魂はありてとこしへに此世に留り鎮り居るべきなり。其

魂は種々ある中に、或は自身に留め置たる、或は其心を入れて、いそしみつしたる功業を人の祭りあがめたるなどは、殊にいちじるきくしびをあらはす事にて、こは皆此顯し世に残り留りたるころの靈なり。其本つ魂は、只本つ魂にしてもとよりくしびにあやしく、たへなる産靈の御靈なり。此本つ靈ぞ死れば夜見に去行なる。さて此世にこゝろとゞめて残せし靈は、千万世まで消る事なく、失する事なく寂然長隱ていづこにあるともしれず、幾万世を経て後も、また祭れば時としてその所により来るは、あやしき幽冥カミの御靈なればくし御靈ともいへり。其魂なん平田大人の宣へる墓のほとりに鎮り居るなるべし。へ中略されば、その本つ靈こそ身を離れて在りゆくとも息あるあひだに心を凝しおもひ入て、幸魂、奇魂なりとも此世に永く留置て、冥府に鎮り居て、天津日嗣の大御守は更にもいはず、我子孫の行末さきく栄ゆく守の神ともなりぬかし（阪本是丸「岡熊臣著『靈の梁』をめぐつて—解説と翻刻—」『近世・近代神道論考』所収、弘文堂、平成二十一年、九二〜九四頁、傍線は筆者による。）と。つまり熊臣に拠れば、人の魂は、産靈神より「賦りさずけ」られた「本つ靈」と四魂とによつて構成されている。死後、「本つ靈」は夜見へと移行するが、現実世界には幸魂・奇魂が実在し、そうした魂は墓所の辺りに鎮まると共に、此の世と一体の「冥府」（幽世）にも存在するのである。とりわけ、当該人間の生前の功業を祀る場合には、現実世界に実在する魂（幸魂・奇魂）は著しい御稜威（働き）を示し、朝廷を守護することはもとより、子孫の繁栄をもたらず「守の神」ともなるのである。

宣長の靈魂觀と比較すれば、熊臣は、「本つ靈」という新たな概念を示し、それと四魂とを個別のものと規定している。しかし死後、人の御魂は夜見に鎮まると共に、現実世界に実在し、神となつて諸々の働きを示すという御魂の多元同時存在を主張していることは、宣長の靈魂觀と通底するものであろう。<sup>(11)</sup>

天保の四大家に数えられる橘守部は、神典註釈の代表作である『稜威道別』・『難古事記伝』に於いて、固有の神典

解釈法「神秘五箇条」を主張し、その法則に従つて宣長の古道論とりわけ神理解を真つ向から批判した。そもそも天保期の一般大衆を対象として、『神霊の実在論証』を研究の課題とした守部は、上記神典註釈書に、死後の靈魂の行方に関して、殆んど言及してはいない（拙稿「橘守部の神理解」、『国学者の神信仰』所収、弘文堂、平成二十一年、七九～一〇二頁参照）。しかし、天保四年（一八三三）に執筆した『稜威道別』の稿本と目される「温源録稿卷二」（慶応義塾大学斯道文庫所蔵）、「古伝の心得様の論」という条項に、次のような死後の御魂に関する靈魂観を示している。

人死て後、其善念と惡念とは、いと大なる差あるものにそある、今此に云々善念ハ、仏書などに、拘らす、何事にまれ、善<sup>キ</sup>道、善<sup>キ</sup>事に、思を凝して、生涯念を数多積ときハ、其念聚累りて、徳を顕はす、徳あれば、人其徳を貴慕て、馨<sup>キ</sup>名を、万世に語り継<sup>ク</sup>、英名遺れハ、靈も又遺りて、即神なり、上<sup>ツ</sup>代にしてハ、武内宿祢ノ命、中古にしてハ、菅原のおと、中昔の末にしてハ、楠ノ大人、後世にしてハ、加藤肥後守等、皆其人也、其他ハ准へて知へし、又さはかりならずとも、世に、功績<sup>イサヲ</sup>を立、よき名を遠く遺すはかりの、勤<sup>イッシ</sup>勞人ハ、猶其名とともに、千歳に死<sup>ナ</sup>さる人なれハ、是も神に近きなり、其人往昔<sup>イニシエ</sup>にハ、挙て計ふへからず、近き世にもはた多し（七三オウ）と。

着目すべきは、生涯に「徳」や「功績」を残した人は、死後、其人の御魂は「神」そのもの、乃至は「神に近き」存在である、と明確に主張していることであろう。

最後に、靈魂観に関する国学者の思想について、幕末の国学者鈴木重胤を取り上げたい。その理由は、国事殉難者を神社に祀るという形態をめぐって、信仰的・思想的側面から、其源流を、長州藩の招魂祭祀に見る津田勉氏の分析に示唆を受けてのものである。津田氏の指摘に拠れば、「神式の招魂祭は、楠公の神霊の他に馬関戦争（文久三年六月五日）及び生野の変（文久三年十月）の挙兵に斃れた奇兵隊戦死者を従祀した、元治元年（一八六四）五月二十五日の

楠公祭からといえる。つまり長州藩に於ける戦死者の招魂祭は、仏式から神式に変化したのではなく、仏式とは別個に戦死者の神式祭祀が始められたのであり、それは儒式の楠公祭から発展した祭祀といえる（「招魂社の発生―靖国神社・護国神社の源流を求めて―」國學院大學研究開発推進センター『研究紀要』第3号、平成二十一年三月）。この楠公祭の前年、文久三年（一八六三）五月に執行された楠公祭は、信仰的な側面から、長州藩の最初の招魂場（桜山招魂社）へと展開していくのであり、その意味に於いて重要であるといえよう。当該楠公祭は、奇兵隊の重鎮であり、「勤皇の志士を広く援助し」（津田勉「幕末長州藩に於ける招魂祭の発生」『神社本庁教学研究紀要』第七号、平成十四年）、鈴木重胤の下関に於ける有力な門人であった白石正一郎の屋敷で行なわれた。後に白石正一郎は、慶応三年（一八六七）四月十四日に死去し、招魂場を発案した高杉晋作の神式の葬儀を、全面的に取り仕切る等、長州藩に神式の葬儀を導入し、元治元年五月に完成した桜山招魂場開設にも関与した（前出「招魂社の発生―靖国神社・護国神社の源流を求めて―」）。その意味に於いて、白石正一郎に国学を教授した重胤の靈魂觀を一瞥することは、招魂祭詞に見られる靈魂觀と国学者の靈魂觀とを比較することを目的とする本稿の趣旨を想起するならば、重要な意味があるうと思われる。

『延喜式祝詞講義』『日本書紀伝』を代表作とする重胤であるが、死後の御魂の行方をめぐる直接的な言説は、管見の及ぶところ見出すことはできない。しかし、『日本書紀』瑞珠盟約章、伊弉諾尊が神功を畢えられ「靈運当遷」された際に、幽宮を「淡路之洲」に構えられ、お隠れになったとの記事に関連して、「幽宮」をめぐり、次のような重胤の註釈を確認できる。<sup>12</sup>

伊弉諾大神の幽宮に始まりて素戔嗚尊の熊野宮は更なり、大己貴神の天日隅宮共に天上に在れ根国に在れ八十隄に在れ、顕国の神功既畢給ひて各其志し給ふ方を指して出坐さむと為る時に、必ず其御靈を留めて、天下国土に其御恩頼を幸はへ給ふ可き御為なり、此乃ち古の道なり、然れば顕身の世の人皆の行ふ所も、応に此道に依りて

命の全けむ涯りは皇御孫尊の大御民なれば、其大御趣に従ひ奉り功を建て積を積み徳を大きく成し、其余慶を子孫の八十連属に伝ふ可き基を定め置きて、年老い身衰ふれば得去らぬ道に赴く者にして、其魂は復命しに日之少宮に参上る事には有れども、其家の霊屋には其子孫を守護る霊を留め幸はふ心構を能く為し置く可き事になむ有りける（『日本書紀伝』十三之卷、『鈴木重胤全集』第三、鈴木重胤先生学徳顕揚会、昭和十三年、一八七頁）、と。

即ち、人たるもの、「皇御孫尊の大御民」であるならば、生涯に亘つて功績を為し、徳を積むべきであり、死に際しては、神代の神々と同じように、御魂は日之少宮に参上る一方、子孫に其の恩頼をもたらしべく「其家の霊屋」にも齋き祀るべきである事を、重胤は主張している。

以上、四人の国学者の靈魂観を一瞥してきた。その見解の共通するところは、多少のニュアンスの相違があるにせよ、以下の如く規定することができよう。即ち、死後、人の御魂、とりわけ生前功績を為し、徳を積んだ御魂は、神そのものであり、当該御魂は現実世界に永遠に実在し、その御魂を祀ることによって一層の御稜威を発揚する靈的存在である。と。

#### おわりに

これまで見て来たように、招魂祭詞に見られる靈魂観と近世国学者の主張する靈魂観とは、死後、人の靈魂が現実世界に実在し、諸々の働き（御稜威）を示すことから、神霊である、という信仰的観点に従うならば、極めて近似するものであるといえよう。敢て、問題点を指摘するのであれば、国学者の云う如く、現実世界に神霊となって実在する御魂が生前に果たした「功業」や「徳」といったものを、国事殉難者に見出すことができるのであろうか、という

事であろう。

しかし、すでに「招魂祭詞」を分析した際に指摘した如く、国事殉難者とは、国や朝廷の為に、我が身を省みず戦場に赴き、戦歿した人々であり、その意味に於いて、国学者の指摘する生前に於ける「功業」や「徳」を十分に満たしているといえよう。明治十年十月二十一日、西南戦争に従軍し戦死を遂げた島根県管内の兵士の靈魂を祀るべく、松江神道事務局に於いて招魂祭が斎行された。当該招魂祭に於いて奏上された「告文」には、「嗚呼諸子ハ身ヲ以テ国難ヲ救フノ忠志也死ヲ以国ヲ護ルノ義士ナリ誰カ此義士ヲ生育シ此忠士ヲ養成センヤ焉ソ生ナカラニシテ而シテ然ルヲ得ンヤ然レハ其父兄タル者モ与テ功アリト云フ可シ」（前出『島根県招魂祭記』、十一丁ウ〜十二丁オ）との一節を確認できるのである。

このように見てくると、国事殉難者を祭神に祀る靖国神社や護国神社に見られる信仰は、近世国学者の靈魂觀に通底するものであり、近世国学が我が国古典を通じて純神道を探求することを課題としていたことを想起するのであれば、上述の信仰は、神道信仰の基本的な枠組みを、必ずしも逸脱するものではない、と云えるのではなからうか。

## 註

(1) 近年の日本における戦死者に関する慰霊・追悼・顕彰研究の動向に関しては、藤田大誠「日本における慰霊・追悼・顕彰研究の現状と課題」（國學院大学研究開発推進センター編『慰霊と顕彰の間―近現代日本の戦死者觀をめぐって―』所収（錦正社、平成二十年、三〜三四頁）に詳しい。

(2) ちなみに、明治十年（一八七七）十月二十一日、松江神道事務局に於いて、島根県五国の西南戦争に従軍戦歿した兵員の招魂祭は、千家尊福を斎主として、次の如く斎行された。「神殿階下通殿に神籬ヲ樹テ戦死兵士ノ靈璽ヲ安置シ

八重櫛ニ鏡劍玉及五色ノ絹ヲ附之ヲ左右ニ立テ講堂四隅ニ櫛ヲ立四手ヲ垂レ四方ニ幕ヲ張り注連ヲ曳キ講堂ニ連ヲネ前面ニ仮床ヲ設ケ遺族親戚参拜ノ席トナシ門前左右ニ斎竹ヲ樹テ五彩ノ絹ヲ結ヒ紅白ノ幟ヲ立テ其壯嚴ナル參觀者ヲシテ敬信感泣セシムルニ足レリ午前第六時ヲ以テ祭官参集ヲ期シ同七時乱声奏樂各列ニ着ク祭官ハ講堂ノ北側ニ列シ齋主千家大教正以下数十名県官ハ境権令星野少書記官山田一等属外祭事係四名ハ直垂烏帽子ヲ着シ講堂ノ南側ニ位ス其他ノ官員及巡查各区戸長ニ至リ百七十四名県會議員八十八名各礼服ヲ着ケ沓ヲ穿テリ故ニ一區シテ其東板敷ニ列ス南北都テ椅子ヲ用イ戦死兵員ノ遺族親戚東ハ因伯北ハ隱岐西ハ石見ヨリ参集各正面仮床ニ駢跪シ其他ノ参拜人ハ其後ニ群跪ス午前七時祓式ヲ行フ式ノ如シ同八時ノ報鐘ヲ待テ招魂祭ヲ行フ都テ常式ニ準ス境権令靈前ニ進ミ祭文ヲ朗読セラル、ニアタリ懇意文章ニ溢レ哀情声音ニ露レ文義ヲ會議員ニ至ルマテ各々座ヲ占メテ之ヲ看ル角觥者ハ東西ニ肅然トシテ順次勝負ヲ決ス各雌雄ヲ競ヒ力士ノ四術ハ砂煙ヲ散シテ看客ノ肩ヲ聳カサシメ拙子ノ十二手ハ自ラ誤リテ四面ノ吻頤ヲ解キ纏頭ハ蝗ノ如ク飛ヒ嗤哭ハ心ノ儘ニ吐テ歎呼日暮ニ薄リ兩魁勝負ヲ決シ今日ノ果ヲ告レハ看客四潰所謂蛛兒ヲ散スカ如シ己ニシテ献燈煌々其数ヲ知ラス内外白昼ノ如シ群参袖ヲ輝シテ男女神酒ヲ戴ク都テ昼間ニ同シ此日ノ参拜遺族親戚ハ素ヨリ其他因伯石隱ヨリ千里ヲ遠トセスシテ参集スル幾千ナルヲ知ラス堂上堂下立錫ノ地ナシ」(『島根県招魂祭記』、国会国立図書館蔵ヘマイクロフィッシュ、一丁オ〜三丁オ)と。

(3) 鳥巢通明氏の指摘に拠れば、殉難志士の神靈の合祀が靖国神社に、はじめて行なわれたのは、「明治十四年(一八八一)五月二十七日の達による「旧高知藩士武市半平太以下八十名」の神靈を奉斎した「第十三回合祀祭」によってであった」(『靖国神社の創建と志士の合祀』『出雲神道の研究』所収、神道学会、昭和四十三年、三三〇頁)。鳥巢氏に拠れば、その後、数度に亘つて殉難志士の神靈の靖国神社への合祀が続けられたが、とりわけ「大正四年(一九一五)に執行された第三十九回合祀祭は、こゝに特筆大書しておく必要があらう」(同前、三二〇頁)と強調されるのである。なぜならば、「この年(大正四年)へ一九一五」(筆者註)、陸軍大臣岡市之助、海軍大臣八代六郎連署のもとに、禁門の変を中心とする文久二年及び元治元年の殉難者として旧幕臣二、旧桑名藩三、旧彦根藩九、旧会津藩三一、旧福井藩七、旧薩摩藩九、計六十二柱の靖国神社合祀が仰せ出され、二十七日その招魂祭が執行された。そして維新後五十年、佐幕派の中核勢力であった会津藩士は、やうやくはじめに靖国の祭神に列せられることになつたからである」(同前、三二〇頁)と。

(4) 明治十三年(一八八〇)に起こつた、神道事務局に祀る祭神をめぐる論争、所謂「祭神論争」に於いて、本居豊顕は「大國主神合祀論を支持していた。当時豊顕は、東京府神道事務分局長に就任しており、明治十三年三月には、部下の十

七名と共に連署して、本局詰の教正に次の如く建議している。即ち、藤井貞文の要約に拠れば、「大国主神の功業は神典の上に昭々なれば、之を新築の神殿に表明合祀して天津神の神意に副うべきだとして、千家尊福の主張に賛成し、直に衆議の依て此議を決すべし」（『明治国学発生史の研究』、吉川弘文館、昭和五十二年、一三一―一三三頁）、と主張した。後に豊頼は、「神道事務局保護方之檄」なる檄文を物し、それを全国の教導職に頒ち、本局の改革を唱えるべく、大いに奔走した。なお、豊頼の生涯については、鈴木淳「本居豊頼」（『國學院黎明期の群像』、國學院大學日本文化研究所、平成十年、二七二―二八四頁）に詳しい。

(5) 「祭神論争」に関する権田直助の見解は、藤井貞文の要約に拠れば、「大国主神は幽界主宰の神であり、〈中略〉造化三神は天地の大主宰神であつて、顕幽の衆理を総べ、万道を包み、天地の諸神の功德は、皆之に因る。諸冊二神は国土・山川・草木・神人・万物の始祖であり、其神徳は造化三神に亜ぐ、従て大国主神を合祀すれば、此二柱神をも合祀すべきだ」（前出『明治国学発生史の研究』、五一頁）と主張するものであつた。なお権田直助の生涯については、上田賢治「権田直助」（前出『國學院黎明期の群像』、一四〇頁―一五〇頁）に詳しい。

(6) 国学者、岡部讓の略歴は、当初皇家平田鉄胤・矢野玄道・渡邊重石丸を歴訪し、権田直助について皇典を修めた。明治七年（一八七四）井伊谷宮司、権少教正にも補せられ、同年秋葉神社祠宮兼任、明治二十六年（一八九三）大和大神神社宮司、二十七年伊勢皇大神宮権宮司、そして大正三年（一九一四）熱田神宮宮司に転任し愛知県皇典講究所所長、六年（一九一七）京都伏見稻荷の宮司を歴任した。また、岡部讓が明治二十二年（一八八九）当時、理想とした神社神道は、同年に著した四ヶ條に窺える。「一、宜シク神祇官ヲ設置スベシ」二、神宮祭主ハ宜ク親任観タルベシ、三、熱田出雲ノ両大社ハ宜ク特別ニ之ヲ崇祀スベシ」四、公私学校教員ハ宗教ヲ加フベカラズト」（『御礼の詞』小照及略伝、国立国会図書館蔵〈マイクロフィッシュ〉四頁）、と。

(7) 山下富作は、明治十年三月六日の田原・二股の戦闘にて、戦傷を負つたと思われる（靖国神社忠魂史『西南の役』、新潮社、平成二年、六四―六五頁参照）。

(8) その理由については、明治十五年（一八八二）の神官教導職分離令（内務省達乙第七号）が挙げられよう。即ち宗教色の濃い幽冥思想を主張する意識が、神官教導職分離令によって希薄になつたのではなからうか。例えば、「祭神論争」に於いて、出雲派を支持した岡部讓（前出『明治国学発生史の研究』、前出、一六〇頁参照）の場合でも、神道と宗教とを始めて分離せしむる当該官令を大いに喜んだという。それは岡部が「神道也者ハ王道ナリ」宜く建国ノ体ヲ明ニシ

テ、勤王ノ義ヲ主トシ以テ倫常ヲ正スヘシ、(前出、『御礼の詞』小照及び略伝)との神道理解を持していたからであらう。このように当該官令に同意していた神道人もあつた。なぜならば、「政治権力主流の実情を推知している神道人の中には、神官が教導職をはなれて、宗教活動を停止して「神社神道は宗教に非ず」との理論を承認して、皇室、神宮、神社の祭事礼典のみでも、神道儀式を国式として公認させるほかにないとの意見もあつた」(葦津珍彦、新版『国家神道とは何だったのか』、神社新報社、平成十八年、七一頁)からであらう。

(9) 念のため、宣長が『古事記伝』三之巻に示した、有名な「迦微の定義」の中核箇所を、茲に引用しておこう。「迦微とは、古ノ御典等に見えたる天地の諸の神たちを始めて、其を祀れる社に坐ス御霊をも申し、又人はさらにも云ハズ、鳥獸木草のたぐひ海山など、其余何にまれ、尋常ならずすぐれたる徳のありて、可畏き物を迦微とは云なり」(全集第九卷、一二五頁)、と。

(10) 『古事記伝』十五之巻に於いて、「宝鏡親授の神勅」を註釈した箇所にも、同様の信仰論理を確認することができる。即ち、「此ノ大御神の御於にて申さば、高天ノ原を知見て、世を照しなどし賜ふは、広く御霊の用なり、此御鏡は、其体なり、さて其御霊を、専ラ此ノ御鏡に取り託て、其御体としたまへば、其用も、悉く此御鏡に具り坐セリ、然らば其用悉く此御鏡に移り坐て、高天ノ原に坐ス現御身には、御霊は貽らじかと云に、凡て神ノ御霊は、御霊にて、いとも靈異なる物にし坐セば、(中略)其体は千萬處に分つといへども、ほどく何れにも、その用は欠ることなし(全集第十卷、一五九頁)、と。

(11) 表層的には、宣長と篤胤との靈魂観から示唆を受けて岡熊臣の靈魂観が成立したと見る安蘇谷正彦氏も、その影響關係を、より詳細に分析して、「ここで(『古事記伝』三十之巻、本文に引用―筆者註)宣長は、熊臣のように本ッ霊と幸魂奇魂とに分類して語つてはいないが、夜見国へ行く霊と、この世に神のごとく留まる霊と、死後の靈魂の行方が二ヶ所に分かれることを示唆している。これが、熊臣にとつて重要ヒントになったと推測してもよからう。そのように考えてみると、篤胤説の影響を無視することは出来ないが、宣長の考えが基本的に重要な意味を持っていた」(岡熊臣の「死」の問題―『神道の生死観―神道思想と「死」の問題』所収、ペリカン社、平成元年、二八一頁)、と推考している。

(12) 谷省吾氏に拠れば、当該箇所は、安政三年(一八五六)十月に起稿し、同年十二月に脱稿している(『檀の實―鈴木重胤の研究―』、二頁参照)。

\*本稿を執筆するにあたり、國學院大學人間開発学部准教授藤田大誠氏より貴重な御教示を得た。茲に感謝の意を申し上げる。